

循 社 第 3 2 6 号
令和 2 年 8 月 1 7 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様
一般財団法人千葉県環境財団理事長 様
一般社団法人千葉県建設業協会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

千葉県循環型社会形成推進功労者等表彰(産業廃棄物関係事業
功労者 産業廃棄物排出事業者の部)における被表彰候補者の
推薦について(依頼)

日頃から、本県の廃棄物行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、産業廃棄物排出事業場において、廃棄物処理法第 21 条に定める
技術管理者等としての業務に多年にわたり従事し、産業廃棄物の適正処理に大きな
功績があった方に対して、感謝状を贈呈し表彰しています。

つきましては、別添 1「千葉県循環型社会形成推進功労者等表彰事務取扱要領」
(以下「要領」という。)及び別添 2「千葉県循環型社会形成推進功労者等表彰事
務取扱要領の解説」を確認の上、候補者を選考いただき、令和 2 年 9 月 23 日(水)
までに下記により審査表を提出してくださるようお願いいたします。(提出は郵送
でお願いします。)

また、該当がない場合にも、その旨回答くださるようお願いいたします。(FAX、
電子メールも可)

受賞者決定後には、名簿を作成し県ホームページで公表します。

なお、選考の結果、推薦をいただいた候補者が受賞できない場合もありますので、予
め了承願います。

記

1 提出書類

審査表(様式 1 の 1)

2 推薦及び書類作成にあたっての留意事項

(1) 令和元年度から「千葉県循環型社会形成推進功労者等表彰事務取扱要領」を以下
のとおり一部改正いたしました。そのため、10 名を上限として順位をつけて推薦して
いただくようお願いいたします。また、同一事業者からは、原則 1 名以内で推薦をお願
いいたします。

【令和元年度 改正内容】

〈要領抜粋〉第7条(2) 産業廃棄物関係事業功労者

	旧要領	新要領
イ 産業廃棄物排出事業者の部	5名以内	各5名以内 (いずれかの区分において推薦のあった者が5名未満の場合にあっては、合計して10名以内)
ウ 産業廃棄物処理業者の部	5名以内	

(2) 候補者又は候補者の所属する事業者について、過去5年間に環境関連法令違反がある場合には、表彰対象外となる場合がありますので、留意してください。

(3) 候補者の年齢及び従事年数は、令和2年4月1日現在としてください。なお、平成22年度から要領の別表1(感謝状の選考基準)を改正し、産業廃棄物関係事業功労者の部についても、一般廃棄物関係事業功労者の部と同様の年齢基準を設けましたので、留意してください。

(4) 知事感謝状の推薦について、「過去に部長感謝状を受賞していること」が条件の一つとなっていますが、平成19年度まで実施していた「クリーンウェイスト千葉大会会長感謝状」を受賞した者についても部長感謝状を受賞したものとして扱いますので、留意してください。

(5) 様式について電子媒体を入手されたい場合は、下記のアドレスまで連絡いただければ送付いたします。

【提出先】

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
循環型社会推進課 資源循環企画室

TEL. : 043-223-2759

FAX. : 043-221-3970

E-Mail : e-sigen@mz.pref.chiba.lg.jp

(担当：齊藤)

千葉県循環型社会形成推進功労者等表彰事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、県内で廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用（再使用・再生利用・熱回収）及び適正処分の活動を通じて、循環型社会形成の推進に功労のあった個人、団体及び事業所を表彰し、その功績に報いるとともに、廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的な利用に関する意識の高揚を図ることにより、循環型社会の形成を推進するため、千葉県表彰規則及び千葉県表彰事務取扱要綱に基づき必要な事項を定める。

(表彰の区分)

第2条 表彰は、一般廃棄物等関係事業功労者、産業廃棄物関係事業功労者及び循環型社会形成推進功労者について、知事及び環境生活部長の感謝状をもって行う。

(1) 一般廃棄物等関係事業功労者

市町村、一部事務組合等の清掃作業員若しくは事務職員であって、多年にわたり一般廃棄物の処理業務に従事し、又は一般廃棄物処理業者等（以下、ごみ・し尿の収集運搬処理業者及び浄化槽の設置・保守点検業者・清掃業者を「一般廃棄物処理業者等」という）の役員若しくは作業員であって、多年にわたり市町村の廃棄物処理関係業務に協力し、勤務成績優秀かつ人格円満で他の模範であると認められる者

(2) 産業廃棄物関係事業功労者

ア 不法投棄監視員の部

市町村の不法投棄監視員として多年にわたり継続して監視活動に携わり、産業廃棄物の適正処理に大きな功績があったと認められる者

イ 産業廃棄物排出事業者の部

産業廃棄物排出事業場において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第21条に定める技術管理者等としての業務に多年にわたり従事し、産業廃棄物の適正処理に大きな功績があったと認められる者

ウ 産業廃棄物処理業者の部

産業廃棄物処理業に多年にわたり従事し、産業廃棄物の適正処理に大きな功績があるとともに、業界の発展に功績があったと認められる者

(3) 循環型社会形成推進功労者

廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的な利用の推進に向けた活動に継続的に取り組み、循環型社会の形成推進に向けた功績が大きいと認められる個人、団体及び事業所

(表彰の基準)

第3条 感謝状の選考基準については、別表1のとおりとする。

(表彰候補者の推薦)

第4条 表彰候補者は、表彰の区分に応じ、次の団体及び関係課から推薦を受けるものとする。

- (1) 一般廃棄物等関係事業功労者
 - ア 市町村及び一般廃棄物関係一部事務組合
 - イ 一般社団法人千葉県浄化槽協会
 - ウ 一般社団法人千葉県環境保全センター
- (2) 産業廃棄物関係事業功労者
 - ① 不法投棄監視員の部
 - ア 市町村
 - ② 産業廃棄物排出事業者の部
 - ア 一般社団法人千葉県環境保全協議会
 - イ 一般財団法人千葉県環境財団
 - ウ 一般社団法人千葉県建設業協会
 - ③ 産業廃棄物処理業者の部
 - ア 一般社団法人千葉県産業資源循環協会
 - イ 千葉県産業廃棄物処理業協同組合
- (3) 循環型社会形成推進功労者
 - ア 市町村及び一般廃棄物関係一部事務組合
 - イ 関係課(別表2)

第5条 第4条の推薦団体等は、第3条の表彰の基準に該当する者について、次の書類を添付して、表彰候補者として知事または環境生活部長に推薦するものとする。

- (1) 一般廃棄物等関係事業功労者
審査票(様式1の1)
- (2) 産業廃棄物関係事業功労者
審査票(様式1の1)
- (3) 循環型社会形成推進功労者
 - ア 個人の場合
審査票(様式1の1)
 - イ 団体、事業所の場合
審査票(様式1の2)

(知事感謝状の選考)

第6条 知事は、推薦のあった者について審査し、次の区分により被表彰者を選考する。なお、同様の功績で大臣又は知事から表彰を受けた者を除く。

- (1) 一般廃棄物等関係事業功労者 20名以内
- (2) 産業廃棄物関係事業功労者
 - ア 不法投棄監視員の部 5名以内
 - イ 産業廃棄物排出事業者の部 2名以内

- ウ 産業廃棄物処理業者の部 2 名以内
- (3) 循環型社会形成推進功労者
個人、団体、事業所 8 名 (団体、事業所) 以内

(部長感謝状の選考)

第 7 条 環境生活部長は、推薦のあった者について審査し、次の区分により被表彰者を選考する。なお、同様の功績で環境生活部長から表彰を受けた者を除く。

- (1) 一般廃棄物等関係事業功労者 7 5 名以内
- (2) 産業廃棄物関係事業功労者
 - ア 不法投棄監視員の部 1 5 名以内
 - イ 産業廃棄物排出事業者の部 } 各 5 名以内
 - ウ 産業廃棄物処理業者の部 } (いずれかの区分において推薦のあった者が 5 名未満の場合にあっては、合計して 1 0 名以内)

- (3) 循環型社会形成推進功労者
個人、団体、事業所 2 0 名 (団体、事業所) 以内

(表彰の方法)

第 8 条 感謝状の贈呈は年 1 回開催する「千葉県廃棄物適正処理推進大会」において行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 8 月 8 日から施行する。
- 2 産業廃棄物減量化・再資源化優良事業場千葉県表彰実施要綱 (平成 9 年 9 月 30 日適用) 及び千葉県リサイクル功労者等表彰要綱 (平成 16 年 9 月 8 日適用) は廃止する。

附 則

この要領は、平成 21 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 8 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 3 日から施行する。

別表 1 (感謝状の選考基準) ※ 1

表彰区分	知事感謝状	環境生活部長感謝状	年齢
	従事年数	従事年数	年齢
一般廃棄物関係 事業功労者	市町村、一部事務組合、公社	16年以上	45歳以上※3
	一般廃棄物処理業者等	役員 10年以上 作業員 16年以上	
産業廃棄物関係 事業功労者	不法投棄監視員の部	5年以上	45歳以上
	産業廃棄物排出事業者の部	15年以上	
	産業廃棄物処理業者の部	15年以上	
循環型社会形成 推進功労者	個人	概ね7年以上	55歳以上
	団体	概ね5年以上	
	事業所		

※ 1 基準年月日は、表彰実施年度の4月1日とする。

※ 2 過去に部長感謝状を受賞していること。60歳未満の候補者については、部長感謝状の受賞から2年以上経過していること。

※ 3 過去に千葉県環境衛生促進協議会会長感謝状を受賞していること。55歳未満の候補者については、千葉県環境衛生促進協議会会長感謝状の受賞から3年以上経過していること。

※ 4 原則として過去に部長感謝状を受賞していること。ただし、その活動内容が画期的であり顕著な功績を残したものにあってはこの限りではない。

別表 2 (関係課)

部	課
環境生活部	環境政策課
	循環型社会推進課
	廃棄物指導課
	くらし安全推進課
	県民生活・文化課
商工労働部	経済政策課
農林水産部	安全農業推進課
	畜産課
	流通販売課
県土整備部	県土整備政策課
	技術管理課
企業局	総務企画課
教育庁 (教育振興部)	学習指導課

千葉県循環型社会形成推進功労者等表彰事務取扱要領の解説

要領	解説
千葉県循環型社会形成推進功労者等表彰事務取扱要領 (目的) 第1条 この要領は、県内で廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用(再使用・再生利用・熱回収)及び適正処分の活動を通じて、循環型社会形成の推進に功労のあった個人、団体及び事業所を表彰し、その功績に報いるとともに、廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的な利用に関する意識の高揚を図ることにより、循環型社会の形成を推進するため、千葉県表彰規則及び千葉県表彰事務取扱要綱に基づき必要な事項を定める。 (表彰の区分) 第2条 表彰は、一般廃棄物等関係事業功労者、産業廃棄物関係事業功労者及び循環型社会形成推進功労者について、知事及び環境生活部長の感謝状をもって行う。 (1) 一般廃棄物等関係事業功労者 市町村、一部事務組合等の清掃作業員若しくは事務職員であって、多年にわたり一般廃棄物の処理業務に従事し、又は一般廃棄物処理業者等(以下、ごみ・し尿の収集運搬処理業者及び浄化槽の設置・保守点検業者・清掃業者を「一般廃棄	・本解説は、「千葉県循環型社会形成推進功労者等表彰事務取扱要領」を運用する上で必要となる事項を整理し、説明するものである。 ※解説内において、一般廃棄物関係事業功労者は<u>一般功労者</u>、産業廃棄物関係事業功労者は<u>産廃功労者</u>、循環型社会形成推進功労者は<u>循環功労者</u>、循環型社会推進課は<u>循社課</u>と表記する。 〈第1条〉 ・平成20年8月8日からごみの収集・運搬業務を担う市町村等職員その他に、民間委託の拡大、循環型社会形成推進基本法の制定や循環型社会の構築に向けた社会的要請の高まりなどを踏まえ、推進に功労のあった者も対象に加えて、運用している。 〈第2条〉 (1) 一般廃棄物等関係事業功労者 ・「一部事務組合等」とは、①廃棄物関係の事務を共同処理している一部事務組合、②市町村の出資により設立された公益法人であって、市町村から一般廃棄物(し尿を含む)の収集運搬又は処分を受託している法人、がこれに該当する。

物処理業者等」という)の役員若しくは作業員であって、多年にわたり市町村の廃棄物処理関係業務に協力し、勤務成績優秀かつ人格円満で他の模範であると認められる者

※1「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第3条第3号に規定する公益法人

- ・「清掃作業員若しくは事務職員であって」とは、基準年月日(対象年度の4月1日)時点で、現に、市町村又は一部事務組合等の清掃作業員若しくは事務職員である者がこれに該当する。
- ・「多年にわたり一般廃棄物の処理業務に従事し」とは、市町村又は一部事務組合等の職員として、多年にわたり一般廃棄物の収集運搬若しくは処分の現場作業に従事した経験を有する者がこれに該当する。

※収集運搬若しくは処分の現場作業に従事していない事務職員の経験はこれに該当しない。

- ・「一般廃棄物処理業者(ごみ・し尿の収集運搬処理業者)及び浄化槽の設置・保守点検業者・清掃業者」とは、①廃棄物処理法に基づき一般廃棄物収集運搬業又は処分業の許可を受けている事業者、②市町村又は一部事務組合から、一般廃棄物の収集運搬又は処分業務の委託を受けている事業者、③浄化槽の設置を業とする事業者、④浄化槽の保守点検を業とする事業者、⑤浄化槽の清掃業者、のいずれかに該当する事業者である。
- ・環境省が所管する循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰における浄化槽関係事業功労者を、県では一般廃棄物関係事業功労者に含め、一般廃棄物等関係事業功労者としている。

(2) 産業廃棄物関係事業功労者

(2) 産業廃棄物関係事業功労者

- ・産業廃棄物関係事業功労者は、3部門に分け、各々の分野における功績のあった現役の者を表彰する。

ア 不法投棄監視員の部

市町村の不法投棄監視員として多年にわたり継続して監視活動に携わり、産業廃棄物の適正処理に大きな功績がある

ったと認められる者

イ 産業廃棄物排出事業者の部

産業廃棄物排出事業場において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第21条に定める技術管理者等としての業務に多年にわたり従事し、産業廃棄物の適正処理に大きな功績があったと認められる者

ウ 産業廃棄物処理業者の部

産業廃棄物処理業に多年にわたり従事し、産業廃棄物の適正処理に大きな功績があるとともに、業界の発展に功績があったと認められる者

(3) 循環型社会形成推進功労者

廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的な利用の推進に向けた活動に継続的に取り組み、循環型社会の形成推進に向けた功績が大きいと認められる個人、団体及び事業所

(表彰の基準)

第3条 感謝状の選考基準については、別表1のとおりとする。

(表彰候補者の推薦)

第4条 表彰候補者は、表彰の区分に応じ、次の団体及び関係課から推薦を受けるものとする。

〈第4条〉

- ・表彰候補者の推薦は、感謝状選考基準を満たし、次項に配慮の上推薦すること。なお、推薦をする者は、要領第4条に定める団体及び別表2の関係課（以下、関係課と表記する）とし、推薦及び書類の取りまとめを行う。

(3) 循環型社会形成推進功労者

- ・事業所については、リサイクル業者のリサイクルの取組等、業としての取組では対象とならない。ただし、メディアに取り上げられる等の特に顕著な功績が認められる場合はこの限りではない。
- ・市町村（市町村長）も対象とする。
- ・具体的な取組例は別途添付する。

・【環境関連法令等違反調査】について 市町村及び一部事務組合は、候補者又は候補者の所属する事業所（民間事業者の場合）について、過去5年間に地方公務員法第29条の懲戒処分及び環境関連法令違反がないことを確認の上、推薦すること。 ・選考調査（当該要領の第6条、第7条）において、上述の処分及び違反が確認された場合、表彰対象外となることがある。 ・勤務成績優秀かつ人格円満など、見習うべき者として、他の模範であると認められる者を推薦することとする。 (1) 一般廃棄物等関係事業功労者 ・市町村及び一般廃棄物関係一部事務組合 ・一般社団法人千葉県浄化槽協会 ・一般社団法人千葉県環境保全センター (2) 産業廃棄物関係事業功労者 ① 不法投棄監視員の部 ア 市町村 ② 産業廃棄物排出事業者の部 ア 一般社団法人千葉県環境保全協議会 イ 一般財団法人千葉県環境財団 ウ 一般社団法人千葉県建設業協会 ③ 産業廃棄物処理業者の部 ア 一般社団法人千葉県産業資源循環協会 イ 千葉県産業廃棄物処理業協同組合 (3) 循環型社会形成推進功労者 ア 市町村及び一般廃棄物関係一部事務組合	・【環境関連法令等違反調査】について 市町村及び一部事務組合は、候補者又は候補者の所属する事業所（民間事業者の場合）について、過去5年間に地方公務員法第29条の懲戒処分及び環境関連法令違反がないことを確認の上、推薦すること。 ・選考調査（当該要領の第6条、第7条）において、上述の処分及び違反が確認された場合、表彰対象外となることがある。 ・勤務成績優秀かつ人格円満など、見習うべき者として、他の模範であると認められる者を推薦することとする。 (1) 一般廃棄物等関係事業功労者 ・一廃功労者は、再任用予定がある場合、審査表の備考欄に「再任用予定有り」と記入する。（推薦時にわかる範囲で記入） (2) 産業廃棄物関係事業功労者 ① 不法投棄監視員の部について、受賞する市町村の偏りを防ぐため、推薦は1市町村1名までとする。 ② 産業廃棄物排出事業者の部及び③産業廃棄物処理業者の部について、上限を10名とし、順位をつけて推薦することとする。また、同事業者及び同一処理業者からは、原則1名以内を推薦することとする。 (3) 循環型社会形成推進功労者 ・循環功労者の部門については、部長感謝状のみ、循社課が推薦依
--	---

イ 関係課（別表2）

- 第5条 第4条の推薦団体等は、第3条の表彰の基準に該当する者について、次の書類を添付して、表彰候補者として知事または環境生活部長に推薦するものとする。
- (1) 一般廃棄物等関係事業功労者
審査票（様式1の1）
 - (2) 産業廃棄物関係事業功労者
審査票（様式1の1）
 - (3) 循環型社会形成推進功労者
ア 個人の場合
審査票（様式1の1）
イ 団体、事業所の場合
審査票（様式1の2）

（知事感謝状の選考）

第6条 知事は、推薦のあった者について審査し、次の区分により被表彰者を選考する。なお、同様の功績で大臣又は知事から表彰を受けた者を除く。

- (1) 一般廃棄物等関係事業功労者 20名以内
- (2) 産業廃棄物関係事業功労者
- ア 不法投棄監視員の部 5名以内

頼し、市町村等と関係課が推薦する。

- ・知事感謝状については、メディアに取り上げられる等の特に顕著な功績がある場合、市町村等や関係課から、循社課に情報提供する。なお、必要に応じて循社課から市町村等や関係課に照会することがある。
- ・市町村等において、該当があれば（候補者の情報を得た場合には）、県へ情報提供する。

〈第6条〉

- ・推薦書類提出後、循社課で環境関連法令違反調査を行う。

イ 産業廃棄物排出事業者の部 2 名以内 ウ 産業廃棄物処理業者の部 2 名以内 (3) 循環型社会形成推進功労者 8 名 (団体、事業所) 以内 個人、団体、事業所	(部長感謝状の選考) 第 7 条 環境生活部長は、推薦のあった者について審査し、次の区分により被表彰者を選考する。なお、同様の功績で環境生活部長から表彰を受けた者を除く。	・ 推薦書類提出後、循社課で環境関連法令違反調査を行う。
イ 産業廃棄物等関係事業功労者 7 5 名以内 (2) 産業廃棄物関係事業功労者 ア 不法投棄監視員の部 1 5 名以内 イ 産業廃棄物排出事業者の部 各 5 名以内 ウ 産業廃棄物処理業者の部 (いずれかの区分において推薦のあった者が 5 名未満の場合にあっては、合計して 1 0 名以内)	(3) 循環型社会形成推進功労者 2 0 名以内 個人、団体、事業所	(2) 産業廃棄物関係事業功労者 5 名までは各部門の推薦を優先するが、処理・排出のどちらかの部門で推薦が 5 名未満の場合、もう一方の推薦が 5 名を超えていれば、合計して 10 名以内の範囲内で表彰者の融通を可能とする。
(表彰の方法) 第 8 条 感謝状の贈呈は年 1 回開催する「千葉県廃棄物適正処理推進大会」において行うものとする。	附 則 1 この要領は、平成 20 年 8 月 8 日から施行する。 2 産業廃棄物減量化・再資源化優良事業場千葉県表彰実施要綱 (平成 9 年 9 月 30 日適用) 及び千葉県リサイクル功労者等表彰	〈第 7 条〉 ・ 推薦書類提出後、循社課で環境関連法令違反調査を行う。

要綱（平成16年9月8日適用）は廃止する。 附 則 この要領は、平成21年6月24日から施行する。 附 則 この要領は、平成22年7月21日から施行する。 附 則 この要領は、平成25年8月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成26年8月19日から施行する。 附 則 この要領は、平成27年8月3日から施行する。 附 則 この要領は、平成28年6月22日から施行する。 附 則 この要領は、平成30年7月23日から施行する。 この要領は、令和元年7月3日から施行する。	別表1（感謝状選考基準）【別添】 別表2（関係課） <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>課</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">環境生活部</td><td>環境政策課</td></tr> <tr> <td>循環型社会推進課</td></tr> <tr> <td>廃棄物指導課</td></tr> <tr> <td>くらし安全推進課</td></tr> <tr> <td>県民生活・文化課</td></tr> <tr> <td>商工労働部</td><td>経済政策課</td></tr> <tr> <td>農林水産部</td><td>安全農業推進課</td></tr> </tbody> </table> 〈別表2〉 ・エコフイード・堆肥関係者は畜産課が、有害鳥獣の加工関係者は流通販売課が被表彰者の推薦をする。 ・以下に記載する団体については、各関係課が推薦を依頼する。 - くらし安全推進課→千葉県生活協同組合連合会 - 経済政策課→商工労働部内各課 - 千葉県中小企業団体中央会 - 一般社団法人千葉県商工会議所連合会	部	課	環境生活部	環境政策課	循環型社会推進課	廃棄物指導課	くらし安全推進課	県民生活・文化課	商工労働部	経済政策課	農林水産部	安全農業推進課
部	課												
環境生活部	環境政策課												
	循環型社会推進課												
	廃棄物指導課												
	くらし安全推進課												
	県民生活・文化課												
商工労働部	経済政策課												
農林水産部	安全農業推進課												

県土整備部 企業局 教育庁 (教育振興部)	畜産課	千葉県商工会連合会 公益財団法人千葉県産業振センター ・循環型社会形成推進功労者の推薦に関して、循社課の関係団体として、千葉県環境財団、千葉県環境保全協議会、千葉県資源リサイクル事業協同組合連合会に推薦を依頼する。
	流通販売課	
	県土整備政策課	
	技術管理課	
	総務企画課	
	学習指導課	